

## 地震で被災し豊橋市へ避難している方に 災害見舞金を給付します

令和6年1月に発生した令和6年能登半島地震により住居等に被害を受けられ、本市へ避難されている方へ災害見舞金を支給します。

### 1. 対象者

地震被害に伴い、豊橋市に避難され30日以上居住している、または居住する見込みの方で、罹災証明が発行された家屋に居住していた方（災害救助法適用市町村に住所を有していた方に限ります。）

### 2. 支給額

支給対象者の世帯員数をもとに、以下の表のとおり支給いたします。なお、支給対象者が同一住所に居住している場合は同一世帯として考えます。

世帯員数	支給額
1人	20,000円
2人	30,000円
3人	40,000円
4人以上	50,000円

### 3. 必要書類

- ①豊橋市能登半島地震災害見舞金支給申請書
  - ②罹災証明書
  - ③世帯員全員の本人確認書類の写し
  - ④見舞金の振込先がわかるものの写し（通帳等の写し）
- ※その他、上記以外の資料のご提出をお願いする場合もございます。

### 4. 提出先

豊橋市役所福祉部福祉政策課（東館3階）

### 5. 申請期限

令和6年7月1日（月）